

（設置の免除）

第 30 条の 5 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

- (1) 第 30 条の 3 第 1 項各号に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が 75 度以下で種別が 1 種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第 12 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (2) 第 30 条の 3 第 1 項各号に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第 21 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (3) 第 30 条の 3 第 1 項各号に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号。以下「特定共同住宅等省令」という。）第 3 条第 3 項第 2 号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (4) 第 30 条の 3 第 1 項各号に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第 3 条第 3 項第 3 号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (5) 第 30 条の 3 第 1 項各号に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第 3 条第 3 項第 4 号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (6) 第 30 条の 3 第 1 項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (7) 第 30 条の 3 第 1 項各号に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 22 年総務省令第 7 号）第 3 条第 2 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、住宅用防災機器の設置の免除規定であって、住宅用防災機器以外の設備で住宅用防災機器と同等以上の効果があるものを設置したときは、住宅用防災機器を設置しないことができるという規定である。
- 2 本条第 6 号の規定は、「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備に関する省令」（平成 20 年総務省令第 156 号）の一部改正により特定小規模施設用自動火災報知設備を用いることができる施設に、延べ面積が 300 ㎡以上 500 ㎡未満の共同住宅の一部を令別表第 1(5)項イとして利用する防火対象物（令別表第 1(5)項イの部分の床面積が 300 ㎡未満のものに限る。）が追加されたことにより免除規定が追加されたものである。